

# 東社協福祉施設経営相談室だより No.175（全2枚） 令和6年9月13日

## ◆◆◆コンテンツ◆◆◆

- 1 社会保険の適用拡大について【令和6年10月～51人以上義務化】
- 2 育児・介護休業法の改正等について【令和7年4月施行】
- 3 令和6年度社会福祉法人・施設会計実務研修会（オンライン配信） **好評配信・申込受付中**（東社協）

## 1 社会保険の適用拡大について【令和6年10月～51人以上義務化】

令和4年10月より従業員数101人以上に適用拡大されていますが、令和6年10月より、従業員数51～100人の企業等で働くパート・アルバイトの方が新たに社会保険の適用となります（義務的適用）。なお従業員数50人以下の企業等においても、労使合意に基づき加入できます。

すでに対応が必要な法人においては対象職員への説明等されているかと思いますが、ご参考までに厚労省の特設サイトをご案内いたします。

### ◆従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計



※従業員には、上記要件を満たす正社員や有期職員等だけでなく、パート・アルバイトも含まれます。

- 原則として、従業員数の基準を常時上回る場合（※）には、適用対象になります。  
※厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち6ヶ月以上基準を超えることが見込まれる場合を指します。
- 法人は、法人番号が同一の全事業所の従業員数を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

### ◆対象となる従業員 パート・アルバイトのうち以下の全要件を満たす従業員

- ☒ 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ☒ 所定内賃金が月額8.8万円以上（基本給と手当の合計額）
- ☒ 2か月を超える雇用の見込みがある
- ☒ 学生ではない ※休学中、定時制、通信制の方は加入対象

※詳細は下記サイトでご確認ください。

### ◆対象となる事業所・従業員について（厚労省社会保険適用拡大特設サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/koujirei/jigyonushi/taisho/>

## 2 育児・介護休業法の改正等について【令和7年4月施行】

育児・介護休業法については、令和4年4月から雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、令和4年10月から出生時育児休業の創設、育児休業の分割取得が施行されています。また、令和5年4月より、従業員数1,000人超の法人を対象に、育児休業取得状況の公表が義務化されています。

さらに、令和6年5月の改正が、令和7年4月より段階的に施行されます。各法人では、改正内容を把握し、早めに必要な対応を進められるとよいでしょう。

◆令和7年4月施行の主な内容◆ ※⑥⑦は交付後1年6か月以内の政令で定める日施行予定

- ①所定外労働の制限（残業の免除）の対象拡大
- ②子の看護休暇の見直し
- ③育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大
- ④介護離職防止のための個別周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務に
- ⑤従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に以下のことが義務化  
計画策定時の育児休業取得状況や労働時間の状況把握等 及びそれに関する数値目標の設定
- ⑥3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置の義務化（※）
- ⑦妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化（※）

◆育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正のポイントのご案内（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

## 3 令和6年度社会福祉法人・施設 会計実務研修会（オンライン配信） 【好評配信・申込受付中】（東社協）

東社協では、本年度もオンライン配信方式で「社会福祉法人・施設会計実務研修会」を開催中です。ぜひこの機会にお申込みください。

★令和7年3月31日までの長期間の視聴期間で、疑問点などをいつでも何度でも視聴できます。

★あわせて、法人役職員や施設長・事務長等を対象に、下記のプログラムを配信しています。

「財務諸表から見る経営分析」「経営・事業計画の作り方」「経営に役立つ予算編成と活用」  
詳細は、本会の下記サイトから詳細をご覧ください、参加申込フォームからお申込みください。

◆東社協 HP 会計実務研修会 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html#a01>

### 東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝日・年末年始休み

東京都内の社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に係る幅広い相談をお受けしております。相談内容に応じて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・税理士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

専用 Mail: [fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp)

専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>

(東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

